

○化学物質による災害件数

全国における平成27年の職業性疾病による被災者は7,368人であり、20年前に比べると約7割までに減少しているものの、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒など化学物質による災害件数は減少しておらず、毎年200件ほど繰り返し発生しております。

○厚生労働省の化学物質の健康障害防止対策

化学物質による健康障害の労災認定件数は増加する傾向にあることから、厚生労働省では、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画において、化学物質による健康障害防止対策を推進しております。また、平成12年3月には「化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針」を公表し、事業者には化学物質の自主的な管理を求めています。

○なぜ、自主管理が必要なのか？

労働安全衛生法では人に健康障害を生ずることがわかっている約150種類の有害物について規制しておりますが、産業界で使用されている化学物質は、55,000種類を超え、さらに毎年500から600種類の化学物質が新たに導入されています。これらの化学物質の中には健康障害を生ずるものがあり、化学物質による災害や健康障害を防止するためには、法令での規制を順守するだけでは不十分であり、自主的な管理が必要となります。

○「化学部室等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針」

化学物質による健康障害を防止するためには、化学物質の自主管理が必要であることから、この指針では、「計画・実施・評価・改善」というPDCAサイクルの考え方を基礎にして、具体的な予防策として事業者には「化学物質のリスクアセスメントの実施」を求めています。

○「化学物質のリスクアセスメントの実施」とは？

化学物質等の有害性の種類及び程度、労働者へのばく露の程度などを考慮して、健康障害の可能性及びその程度を評価します。そして、その結果に応じて、取り扱っている化学物質等のばく露を防止し、または低減するための対策を検討することをいいます。

○化学物質のリスクアセスメントの進め方

リスクアセスメントの実施手順は決まっておきませんので、各事業場の実態に即した形で取り組むこととなりますが、基本的には以下の手順を進めます。

- ① リスクアセスメントの準備
化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者を決める。
- ② 有害性の特定
化学物質等の有害性に関する情報を入手して、化学物質等の有害性の種類及び程度を把握する。
- ③ ばく露濃度の推定
労働者の化学物質等へのばく露の程度を推定する。
- ④ リスク判定
労働者に生ずるおそれのある健康障害の可能性及びその程度を評価する。
- ⑤ ばく露を防止し、又は提言するための措置を検討